

日本社会人連盟 新規加盟クラブ手続き

【加盟資格】

社会人クラブとは、職場内にトレーニング施設を有するクラブまたはトレーニング施設を有しないが日本連盟登録選手を有するクラブのことをいい、所属するメンバーはその職員でなければならない。 **但し、公認クラブ及び類似するスポーツ施設であってはならない。**

2 社会人クラブの名称は、〇〇会社ボディビル・フィットネスクラブ、〇〇市役所ボディビル・フィットネスクラブ等とする。（JBBF 細則抜粋）

【登録申請】

JBBF ホームページ 各種様式-「**1-04 社会人クラブ加盟申請書（正・副）**」を記入し、登録費と併せ現金書留で送付する。

- （その他必要資料）
- ・クラブ員名簿
 - ・アンチドーピング委員の明記
 - ・クラブ活動計画書
 - ・トレーニング施設の写真

【登録費】

- | | | |
|--------------------------------------|----------|-------------|
| <input type="checkbox"/> クラブ登録費 | 10,000 円 | |
| <input type="checkbox"/> 新規加盟費（初回のみ） | 10,000 円 | 合計 20,000 円 |

【送付先】

〒270-1101 千葉我孫子市布佐 861-2
日本社会人ボディビル・フィットネス連盟事務局 高橋宛
携帯 080-6804-2557

- ◆ JBBF 総会で認可後、認定書が送付されます。
- ◆ 選手登録は、別途 JBBF から送付される通知に従い登録してください。